IP通信網サービス契約約款 別冊(シェアードIP-PBXサービス) 【現改比較表】 2020年7月31日現在

~2020年7月30日 2020年7月31日~

目次 目次 第1章~第3章 (略) 第1章~第3章 (略) 第4章 第4章 第74条 削除 第74条 削除 第74条の2 付加機能の提供上の条件 第74条の2 付加機能の提供上の条件 第74条の2の2 同上 第74条の3 付加機能の廃止 第74条の3 付加機能の廃止 第5章~料金表別表2 (略) 第5章~料金表別表2 (略) 第1章~第2章 (略) 第1章~第2章 (略) 第3章 契約 第3章 契約 第1節 削除 第1節 削除 第2節 削除 第2節 削除 第3節 削除 第3節 削除 第4節 削除 第4節 削除 第5節 削除 第5節 削除

~2020年7月30日	2020年7月31日~		
第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約	第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約		
第73条の2~第73条の8 (略)	第73条の2~第73条の8 (略)		
(第6種シェアード I P – P B X 契約者の発信番号通知)	(第6種シェアード I P – P B X 契約者の発信番号通知)		
第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ4を除きます。)	第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ4を除きます。)		
に係る通信については、発信元の I Pセントレックス番号を着信先へ通知します。ただし、次	に係る通信については、発信元の I Pセントレックス番号を着信先へ通知します。ただし、次		
の場合はこの限りでありません。	の場合はこの限りでありません。		
(1) 料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当	(1) 料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当		
社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信	社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先		
先へ通知します。	へ通知します。		
(2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能(発利用者番号通知機能	(2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能(発利用者番号通知機能		
に限ります。) の提供を受けている場合は、利用者番号(メンバーズネットグループ内通話に	に限ります。)の提供を受けている場合は、利用者番号(メンバーズネットグループ内通話に		
限ります。)を着信先に通知します。	限ります。)を着信先に通知します。		
	(3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、		
	第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)が指		
	定した I Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアード I P - P B X 契約者が		
	契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タ		
	イプ 5 を除きます。)、カテゴリー 4、カテゴリー 5、カテゴリー 6 及びカテゴリー 7 に係る		
	ものに限ります。)に係る I Pセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。		
2~3 (略)	2~3 (略)		
第73条の10~第73条の12 (略)	第73条の10~第73条の12 (略)		

~2020年7月30日	2020年7月31日~
第4章 付加機能	第4章 付加機能
第74条 (略)	第74条 (略)
(付加機能の提供上の条件)	(付加機能の提供上の条件)
第74条の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から付加機能(転送先特定番号	第74条の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から付加機能(転送先特定番号機
機能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条	能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付
(付加機能の提供)のほか、第6種シェアードIP-PBX契約者が地域指定着信課金機能又	加機能の提供)のほか、第6種シェアードIP-PBX契約者が地域指定着信課金機能又は地
は地域指定特定番号着信機能の利用者と同一の者とならないときは、付加機能を提供しない	域指定特定番号着信機能の利用者と同一の者とならないときは、付加機能を提供しないことが
ことがあります。	あります。
	第74条の2の2 当社は、第6種シェアード I P - P B X 契約者(カテゴリー3のタイプ5に
	限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能に限ります。以下この条において
	同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第6
	種シェアード I P – P B X 契約者(カテゴリー 3 のタイプ 5 に限ります。)が第 6 種シェアー
	ド I P - P B X 契約者 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 (タイプ 5 を除きます。)、
	カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー6及びカテゴリー7に係る者に限ります。) と同一
	の者とならないときは、付加機能を提供しません。
(付加機能の廃止)	(付加機能の廃止)
第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能に限ります。)の提供条件を満たさなくな	第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能及びIP Voice番号通知機能に限り
ったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。	ます。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。
第5章~別記 (略)	第5章~別記 (略)

~2020年7月30日			2020年7月31日~			
料金表			料金表			
通則 (略)			通則 (略)			
第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)			第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)			
第1	利用料金			第1 利用料金		
1	削除			1 削除		
2 削除			2 削除			
3 削除			3 削除			
4 削除			4 削除			
5 第6種シェアード I P – P B X 契約に係るもの			5 第6種シェアード I P – P B X 契約に係るもの			
5-1 (略)			5 - 1 (略)			
5 - 2 料金額			5 – 2 料金額			
5-2-1 (略)			5-2-1 (略)			
5-2-2 付加機能利用料			5-2-2 付加機能利用料			
(月額)				(月額)		
	区分	単位	料金額	区分	単位	料金額
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理由表	示值通知機能	1のIPセントレ	_	理由表示値通知機能	1のI Pセントレ	_
		ックス番号ごとに			ックス番号ごとに	
		· '		IP Voice番号通知機能	1のI Pセントレ	_
					ックス番号ごとに	

~2020年7月30日		2020年7月31日~	
	5-2-3~5-2-4 (略)		5-2-3~5-2-4 (略)
第2	(略)	第2	(略)
第2表	(略)	第2表	(略)

~2020年7月30日 料金表別表 2 第 6 種シェアード I P – P B X に係る付加機能		2020年	2020年7月31日~		
		料金表別表2 第6種シェアードIP-PB	料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能		
区分	提供条件	区分	提供条件		
1~15 (略)	(略)	1~15 (略)	(略)		
		2の機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ5に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除きます。)、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー6及びカテゴリー7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。 (2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。 (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)から着信先に通知するIPセントレックス番号について、廃止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。 (4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)から通知元第6種シェアードIP-PBX契約について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。 (5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約について、解除の通知があったときスはその事実を知ったときは、この機能を廃止します。 (5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)から着信先に通		

~2020年7月30日	知する I Pセントレックス番号を利用する通知元第 6種シェアード I P - PB X契約について解除すると同時に新たに通知元第 6種シェアード I P - PB X契約を締結した旨の届出がないと
	する通知元第6種シェアードIP-PB X 契約について解除すると同時に新たに通知元第6種シェアードIP-PB X 契約を締結した旨の届出がないと
	B X 契約について解除すると同時に新たに通知元第6種シェアード I P - P B X 契約を締結した旨の届出がないと
	たに通知元第6種シェアードIP-P BX契約を締結した旨の届出がないと
	BX契約を締結した旨の届出がないと
	きは、この機能を廃止します。
	(6) 当社は、第6種シェアード I P - P
	B X 契約者(カテゴリー 3 のタイプ 5
	に係る者に限ります。) と着信先に通知
	する I Pセントレックス番号を利用す
	る通知元第6種シェアードIP-PB
	X契約に係る契約者が同一の者となら
	ないことを知ったときは、この機能を
	<u>廃止します。</u>
	(7) 当社は、第6種シェアード I P - P
	B X 契約(カテゴリー 3 のタイプ 5 に
	係る者に限ります。) に係る1のIPセ
	ントレックス番号につき、通知元第6
	種シェアードIP-PBX契約に係る
	1の I Pセントレックス番号を通知し
	<u>ます。</u>
	(8) 当社は、当社の電気通信設備の保守
	又は工事上やむを得ないときは、現に登
	<u>録中の電話番号等を消去することがあ</u>
	<u>ります。</u>

~2020年7月30日	2020年7月31日~
	IP通信網サービス契約約款 共通編
	附 則(令和2年7月29日 APS1サ第00674502号)
	この改正規定は、令和2年7月31日から実施します。